

総務委員会会議録

日時 令和3年3月3日（水） 開会時間 午後1時31分
閉会時間 午後3時01分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 杉原 清仁
委員 皆川 巖 白壁 賢一 山田 一功 水岸富美男
卯月 政人 志村 直毅 飯島 修 藤本 好彦

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一
総務部次長（財政課長事務取扱） 井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩
行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 土屋 隆
防災局長 末木 憲生 富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史
防災危機管理課長 小澤 清孝 消防保安課長 丸茂 敏樹
会計管理者 平賀 太裕 出納局次長（会計課長事務取扱） 今井 幸一
管理課長 柳原 明裕 工事検査課長 牧野 和憲
県議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司
人事委員会事務局長 奥秋 浩幸 人事委員会事務局次長 下條 勝
代表監査委員 小島 徹 監査委員事務局長 神宮司 易
監査委員事務局次長 広瀬 ひとみ

議題（付託案件）

- 第41号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第43号 令和2年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算
- 第44号 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第45号 令和2年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第46号 令和2年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第47号 令和2年度山梨県公債管理特別会計補正予算
- 承第1号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款
- 承第2号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件について、承第1号及び承第2号については原案のとおり承認すべきものと決定した。第43号ないし第47号については原案のとおり可決すべきものと決定した。ただし、第41号については、審査中に動議により修正案が提出され、同修正案を起立採決により決定し、修正議決した部分を除くその他の部分については原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時31分から午後2時2分まで、途中休憩をはさみ、午後2時30分から午後3時1分まで総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部、防災局、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係

※承第 1 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※承第 2 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 41 号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

志村委員 資料要求させていただきまして、今、大変丁寧な説明をいただき、この内容については理解をいたしました。

一点お聞きしますが、課別説明書では令和2年度当初の人数は130人ということでしたが、いただいた資料1ページの97人と24人を足すと121人です。あと9名はどこに行ったのでしょうか。

染谷総務部次長 この数字につきましては、自動車管理特会で計上している数字が入っていないかと思われます。内容につきましては再度精査させていただきますが、数字につきましてはお示ししているとおおり、総務部全体では課別説明書にある数

字でございまして、最後の「資料③」に書いてありますとおり、当初予算の職員数が130人、そして、補正額の人数が131人ということで計上してございます。

志村委員

9人については、確認して、御説明いただけたらと思います。

今の説明で、いただいた資料の中の総務管理費についてはわかりました。それで、今回の定例会は、1月に6,600万円の業務委託に係る予算を流用して初めての定例会ということでもありますし、実際には、すでに支出しているということで、今、人事課長から、いずれ決算時には一般会計分での処理をとってお話もございましたけど、そもそも6,600万円を給与費から訟務費に持っていったっており、本来でしたら、ここに穴があいていると理解するわけですけども、この穴埋めはどうされたんですか。ここに出てこないということは、何らかの対応をされているということですか。

染谷総務部次長 例年の執行状況等から考えまして、すでに御議決をいただいている総務管理費の範囲内で対応可能であると考えております。

志村委員

対応可能であるとのことですが、今日の午前中に調査特別委員会でも、この件が出ました。予算の流用に当たっての手続きが非常にスピーディーに対応されているんです。県民の皆さんの関心も高い事項を数日の間に決めて、見積額についてもざっくりとしたものが付いていただけて流用伺いを起案されているということで…。事務的なことをいうと、流用伺いに関しては財政課長の合議が必要だということが財務規則上で示されています。しかし、出された資料には、そのようなことが一行も書かれていない。このように事務を執行することには、非常に疑問を抱くわけです。このような事務が適正なのかどうかについて、監査委員に御意見をお聞きしたいと思います。

小島代表監査委員 本件に関しましては、まだ私どもが監査をしていません。通常、監査は前年度のものをしておりまして、今回の案件については監査をいたしておりませんので、内容についてのお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

志村委員

もちろん今年度のことですので、そういう意味では、今回の件で行われていることに関して、監査委員の立場から、今後しっかりと監査していただけたらと思います。

それで、今回のこの部分では、6,600万円の委託費が範囲内でいけるということでしたけども、支出済みである今の状態としては、給与費に穴があいている状態が埋まっているということですか。

染谷総務部次長 現在は御議決いただいた予算の範囲内で執行可能と考えておりますので、穴があいているということは考えてございません。

山田委員

先ほど丁寧な説明をいただきましたが、昨日志村委員が要求したのは、こういうお話ではないんじゃないかなと、私は思いました。

今、染谷次長から懇切丁寧に御説明をいただいたんですが、例年この時期は、どこの部も大抵減額補正で人件費の対応をしております。なおかつ、御存知のように、前回の議会は、例年ですと12月の初めに開会するところ、人事院勧告による減額が出たことで11月になりました。本来であれば、11月議会で減額となったのですから、今回は減額の案件が出てくるべきところ、総務部は財務を含めて一番のものとところであり、こんな大きな人件費の増額があるな

んで普通は考えられません。いつも1億円ぐらいの余剰を持ってやっている。それが、ここで減ってきたという理由が、非常に残念です。

今回コロナが起これ、できるだけコロナ禍のみなさんに使っていただきたいということで、議員は、わずかではあったかもしれませんが、3カ月間の給料の減額を議決し、知事も1円にした。きのうの総務部からの説明では、今年度歳入する法人二税が、数字が違ったらすみません、約7億円減額というお話がありました。それで、新年度予算は法人二税が90億円減るといふ。私は代表質問をさせていただいた中で、皆さんから集まったお金が、仮に、議会に十分説明されていない、県有地特別委員会の委員が6,600万円の支出について十分納得しているように思えない中で、私は、流用の内示を見て驚いたんですよ。幾ら目間流用が可能であっても、6,600万円を給与費から訴訟管理費へと。今年になって県有地特別委員会を傍聴させてもらったときに、総務部長は、総務管理費に充てましたと言ったので、それなりの予算を持っているのかなと私は思ったのですが。県有地特別委員会を行っていく中で、言葉が悪いです、わかりやすく言えば、給料を人質にとって、これを執行したように、どうしても見えちゃうわけですよ。これは、コロナ禍の中で医療機関の皆さんなどが大変な思いをしているということで、皆さんで出したお金が、お金に色はないですから、県議会が全く了承したとはいえない形で6,600万円を流用されたので、議会にしっかりと説明してもらわないと。執行側と議会は決して対立しているんじゃないんですよ。こういう緊急の時は一緒に力を合わせてやっていこうと。

個人的な意見になるんですけど、今日の県有地特別委員会を傍聴させていただいて、総務部長が非常にやわらかな対応をされておりました。普段からそういう対応をしていけば、もうちょっと良い形になったのかなという、個人的な感覚を持ちました。やはり、執行側は議会に対して丁寧にお諮りしてもらいたいし、議会側である私たちの役割は、執行側に関してのチェック機能とよく言われるので、その部分をどうしても責任として持っている。それを含めて、この部分については、もう少し丁寧な御説明がないと、我々総務委員会としても「はい、わかりました」というわけにいかないと思います。

市川総務部長

先ほどの特別委員会で、委員の先生方の御指摘を踏まえまして、年始以来、特別委員会が開催されている中で、後手に回るような形で事前に御説明ができなかった、あるいは、指摘されてすぐに対応できなかったということで、議会対応については、本当に申し訳なく思っているということ、特別委員会のみならず、議会に対して謝らせていただきました。加えて、今、委員からお話がありましたように、私の物言いについても、ここは職員に関係なく、私の不徳のいたすところでごさいます、まだまだ至らない点があるかと思っておりますけれども、そういった言葉遣いも含めて、しっかりと真摯に御説明に努めて参りたいと思っております。

そのうえで流用元の話でございますが、これは、先ほどの特別委員会でも申し上げたんですけれども、今回流用元として給与費という形にはさせていただきました。一般論として、流用させていただく際に、項の中で、どの目から流用するのかという流用元について、年度途中で協議があった段階で一応そこは置きます。今回の場合であれば、総務管理費という中で給与費を流用もととさせていただきます。一般論で申し上げますと、そこは決算段階において、項の中で許された目間の調整を最終的に行うことはありますので、そういったことも、今後そういう可能性があればさせていただくことはあります。決して、給与費を人質にということはないので、そこは御理解いただきたいと思っております。

白壁委員

論語を一つ。民は之に由らしむべし。之を知らしむべからず。要は、民人、一般人、我々もそうですけど、普通の人たちというのは、こういう政策とかは、よくわからない。だから、この人がやっていることであれば間違いはないという方向に、為政者はあるべきだってやつだね。

御案内のように、これは、款項目節、ここまでくる。普通は款と項で括っているから、総計予算主義の原則からいうと、入と出を明確にして初めて款と項に結びついている。ということは、ここから6,600万円を流用しました。そうしたら4千数百万円足りませんとなると、先ほど染谷次長が一生懸命懇切丁寧に説明してくれたんだけど、よくわからない。

ここで、委員長。款項目節までの資料を出していただいて、それを見させていただいて、そのあと、これからの予算の修正なのか、可決なのか、否決なのかを考えさせていただきたいと思いますので、資料要求をお願いします。

猪股委員長

委員各位に申し上げます。ただいま白壁委員から要求がありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

猪股委員長

執行部に申し上げます。ただいま白壁委員から要求のありました資料につきましては、資料作成後、至急提出願います。

飯島委員

そもそも論を申し上げて良いかどうかというのもあるんですけど。120号議案が継続審査になって、突如121号という修正した議案が出てきて、閉会日に即決しろという段取りですよ。もちろん、これは違法じゃなく、規則に則ったやり方ですが、この間の執行部の説明を聞いていると、正統派的じゃないんです。わかりやすく言うと、正々堂々としていないという感じがするんです。今回の件もそうで、6,600万円は明らかに概算払いで支出しているわけですよ。これはもう間違いのない事実ですよ。それがどこから出たのかが、いまだにはっきりわからない。長崎知事は、公務に聖域とタブーはないとおっしゃった。こういうやり方をしていたら、その長崎知事がおっしゃっていることに反していませんか。執行部の皆さん、どうですか。

市川総務部長

知事の答弁の中で、特に県有財産、県が持っている資産の見直しの中、あるいは、予算計上するにあたってさまざまな事業を見直す中で、聖域とタブーはないというようなことを申し上げたことは、もちろん承知してございます。

さまざまな御指摘をいただいております。先ほどの特別委員会の中でも、調査委託費の執行について、金額面での話とか、あるいは説明不足だった点といったところはあろうかと思っております。

県の支出は、県民の皆様からお預かりした税金を使わせていただくわけですから、そこは、しっかりと県民の皆様にご理解いただけるよう説明をしなければいけないし、そのような成果を残していかなければいけないと思っております。今後、まだ調査費の方は続いてございますので、年度内の調査を森林環境部と総務部合わせて、しっかり意味のあるものにして、そのうえで訴訟にも関わってくるので公表のタイミングは3月31日すぐというわけにはいかないとはいえませんが、そこはしっかり成果物としても県民の皆様にお示しして、御理解をいただきたいと思いますと思っております。

白壁委員

この際、予算修正の動議を提出させていただきます。

議案第41号に対する修正案を、ここへ提示しますが、別紙のとおり山梨県議会会議規則第68条の規定により提出いたします。

再議は想定範囲です。さらに、我々議会として6,600万円の高額な訴訟代理人の費用に疑義を感ずるということでもあります。そして、議会の意思を示すためにも、ここで動議を提出させていただくということでもあります。

いかがでございましょう？

（「賛成」の声あり）

猪股委員長 本案に対して、白壁委員から、当委員会において修正の動議が提出されました。よって、本案をあわせて議題とし、修正案を事務局に配付いたさせます。

（資料配布）

猪股委員長 ただいま配布した資料につきましては、目節が入っていませんけど、金額だけの資料になりますから、その辺を御理解ください。よろしく願いいたします。

これより修正案について、提出者から説明を求めます。

白壁委員 先ほどお話ししましたように、6,600万円の裁判訴訟費用、いわゆる弁護士の報酬について、余りにも世間一般の感覚からすると、時給5万円で合計6,000万円、それも3カ月でそれだけのお金を支出しなければならない。これは、今までの説明の中では、資料を確認しながら、そして将来にわたるところまで計画を立てなければならないので、この金額が必要ということでもありますけど、一般の県民からすると、極めて不思議な、多く感じる金額であるということでもあります。これ、人件費のところから、給与費ところからくるので、人件費を人質に取るんじゃないかと、さっき誰かが言われていましたけども、そういう意味合いじゃなくて、いわゆる、我々が4千数百万円の予算を認めることによって、6,600万円という、一般的には考えられないようなことを追認する形にとらわれてしまう。ということで、今回、その分の予算を修正するということでもあります。

本補正予算には、第2款総務費、第1項総務管理費中に、給与費分として4,284万3,000円が計上されておりますが、これまでの県有地の調査特別委員会での説明では、調査業務委託費として6,600万円が総務管理中の給与費から流用され、既定予算で対応したと説明されておりました。予算に余りがあるものと受けとめておりましたが、今回の給与費の補正は増額となっております。先ほどの執行部の説明では、掛かる増額は流用とは無関係とされておりますが、そうであれば、流用元の予算が一体どこにあるのか疑問が残るところであります。6,600万円の流用、また、その委託の内容については、議会に説明がなされず執行されたことに大きな疑義と疑問を感じるところであります。県民からも大きな疑問の声が上がっております。本補正予算を無条件に認めることは、委託費への流用、執行等を追認することとなり、これまで給与費から流用したと説明されていた項目についての増額を認めることは、許されない、看過できない問題であります。よって、本補正予算中、給与費分4,284万3,000円の減額の修正を提案するものであります。第41号、令和2年度山梨県一般会計補正予算、第1条第1項中、221億9,764万7,000円を、221億5,480万4,000円に、6,664億7,629万2,000円を、6,664億3,344万9,000円に、それぞれ修正するものでございます。第1条第2項第1表をそれぞれ、皆さんのお手元に配

付してあるとおり修正をいたします。修正の理由といたしましては、この減額修正については、総務管理費中の予算流用との関係が明確でない給与費分の増額補正を認めない修正を行うものでございます。以上、動議を提出させていただきます。

猪股委員長 　　ただいまの修正案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

水岸委員 　　この動議の採決の前に、仮に、義務的に経費の削減となれば、再議に付されますけれども、補正予算の執行上でどのような影響があるのか伺います。

市川総務部長 　　ただいまのお話を聞いておりますと、給与費のところなので、地方自治法177条第1項第1号にあたる経費になってこようかと思えます。再議に付さなければならぬということです。

今の御質問の趣旨としては、仮に修正通りに議決された場合の影響ということだと思いますけれども、仮に減額する議決をした時には、地方団体の長は再議に付さなければならぬということになっておりますので、今後、本会議の採決の状況は、私どもとしてはちょっとコメントはしづらいんですけれども、いずれにしましても、仮にそのような議決があった場合には、再議に付すこととなります。

さらに、177条第2項の規定をそのまま読み上げますと、議会の議決がなお同号に掲げる経費を減額したときは、地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができることとされてございまして、いわゆる原案執行権と呼ばれるものでございまして、再議の結果、減額されたとしても、義務的経費にかかるものであれば、長としては執行し、予算に計上して支出するというような形になります。あくまで仮定の話でございしますが、条文上はそのようになります。

猪股委員長 　　これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

杉原委員 　　先ほどから話題に上っています6,600万円の弁護士費用ですけれども、県民の皆さんの中には高いとおっしゃる方もいるでしょう。しかし、県民共有の財産である県有地の価値を高めるためには妥当な支出だと、私は県民に説明して参ります。

ホームページで調べれば事例がたくさん出てきますけれども、弁護士のタイムチャージに関してはさまざま平均額が掲載されております。足立弁護士に関しては、森・濱田松本法律事務所という3大事務所に所属の一流の弁護士であり、時間単価5万円という支出は適当であると考えます。

反対でございます。

志村委員 　　ただいまの修正案、補正予算案の第2款総務費、1項総務管理費に関する減額の修正動議についてでありますけれども、私は賛成の立場から討論したいと思えます。

まず、今回、6,600万円の費用の多寡が問題になっているということもあるでしょうけれども、私たち議会が調査特別委員会を設置して、そして、この問題に正面から向き合っていくということ、言ってみれば、法的な部分で仕事をさせていただいている立場でありながら、実務的なことに関しては、私たちは素人という立場でもあります。そういう中で、調査特別委員会では、各方面の参考人の方々を招いて、本当に真摯に調査を進めていただきました。

そういう中で、私たち議会としても、県当局から出された和解の議案に対して、しっかりと慎重に審議していくべきだという立場で臨んで参りました。11月定例会で、これを継続とするという判断をした後に、県当局としては、訴訟が継続することによって、新たに検証委員会を設置するという事で、今日行われた調査特別委員会でも説明がありましたけれども、この6,600万円の弁護士費用を支出するという事を、予算の流用をもって行ったと認識しています。議会としまして、しっかりと説明をいただきましたということが各委員からも述べられておりましたし、流用するという事に関しても、このような重大な案件を時間をかけて、もちろん、急ぐ必要があったかとは思いますが、その分、議会に対して丁寧に説明をする必要があった。まさに、この補正予算を認めるということは、この流用に関しても、そのまま議会が認めるということになり、議会が県行政の予算のチェックをするという部分においても、そういう意味では、ここは厳しく対応していかなければいけないと思っております。そういう意味で、本来であれば、県民の関心が非常に高い、この調査業務委託に関して、契約の内容も6,600万円を支出しやすいとも読めるような内容になっていますし、そもそも先に概算払いで執行する必要があったのかというところは疑問が解消されていません。そういう中で、この補正予算自体を認めるということは、議会が6,600万円の執行を認めるということになってしまい、これに関して、私は賛同することができません。

よって、この修正動議に賛成をしたいと思います。

猪股委員長　　これをもって討論を終結いたします。これより、第41号議案に対する修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

猪股委員長　　起立多数であります。よって修正案は可決されました。
重ねてお諮りいたします。ただいま議決されました、第41号議案に対する修正案につきまして、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を委員長に委任されたいと思っております。

討論

猪股委員長　　次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についての討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長　　これをもって討論を終結いたします。

採決

猪股委員長　　修正部分を除くその他の部分については、原案の通り決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

猪股委員長 御異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案の通り可決すべきものと決定されました。

※第41号について修正議決した部分を除くその他の部分

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第43号 令和2年度山梨県災害救助基金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第44号 令和2年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第45号 令和2年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 46 号 令和2年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 47 号 令和2年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・第41号議案に対する修正案の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に委任された。
- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 猪股 尚彦